

鹿児島労働局からのお知らせ

1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

【最低賃金の改定】

(賃金室)

令和6年10月5日から、鹿児島県の最低賃金は昨年より56円アップし時間額953円となりました。最低賃金以上で雇用しているか、ご確認ください。



詳細は鹿児島労働局のウェブサイトへ [https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kane/saitin01.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kane/saitin01.html) ご確認ください。

【業務改善助成金】

(雇用環境・均等室)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。



事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

注意

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成対象になりません。
- ・交付申請期限は令和6年12月27日です。必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

●業務改善助成金コールセンター  
TEL : 0120-366-440  
(受付時間 平日 8:30~17:15)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html)

【年収の壁・支援強化パッケージ】

(雇用環境・均等室)

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、「支援強化パッケージ」として、キャリアアップ助成金の「社会保険適用時処遇改善コース」や「正社員化コース」による支援を行っています。



ご相談は下記窓口のほか、鹿児島働き方改革推進支援センターでも受け付けています。

年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15  
(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

[https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/jyoseikin/106man\\_careerup.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/jyoseikin/106man_careerup.html)

## 【鹿児島働き方改革推進支援センター】

(雇用環境・均等室)

中小企業の働き方改革の取組を広く支援するため、関連法等への対応をはじめ職務分析・職務評価（同一労働同一賃金の確認）のほか、助成金の活用等必要な情報やノウハウを広く提供し、中小企業等からの求めに応じた相談支援を無料で行います。さらに、地域の事業主団体などと連携を図り、出張相談会や企業向けのセミナーを開催し働き方改革の推進を図ります。



●お問い合わせ先 鹿児島働き方改革推進支援センター TEL : 0120-221-255

詳細はセンターのウェブサイトをご確認ください <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/kagoshima/>

## 2 成長分野等への労働移動の円滑化

### 【早期再就職支援等助成金】

(職業対策課)

#### ▶再就職支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対し、再就職支援を民間の職業紹介事業者等に委託等して行う事業主へ助成

#### ▶雇入れ支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者を離職の翌日から3か月以内に無期雇用労働者として雇い入れ、賃金を5%以上上昇させた事業主へ助成

#### ▶中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで、中途採用者の採用を拡大させた事業主へ助成

#### ▶UIターンコース

東京圏からの移住者（移住支援事業利用者）を雇い入れた事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成

●お問い合わせ先 職業対策課助成金第一係 TEL : 099-219-8713

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html)



## 3 職業情報及び職場情報の収集・提供による求職者と企業のマッチング機能の強化、オンラインの活用によるハローワークの利便性向上

### 【求人者マイページ】

(職業安定課)

求人者マイページは、ハローワーク及びハローワークインターネットサービスを利用して、募集・選考活動に必要なサービスを提供するものです。

求人者マイページを開設すると、求人申し込み（仮登録）や求人内容の変更、求人・応募者の管理のほか、求職情報を検索したり、検索した求職者に求人者マイページから直接リクエストしたりすることができます。



詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください [https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/ent\\_possible.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/ent_possible.html)

## 4 中小企業等に対する人材確保の支援

### 【「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口】

(需給調整事業室)

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースがあります。

人材紹介会社の職業紹介サービスに関して法令違反の疑いがある場合には、労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けています。

●お問合せ先 需給調整事業室 TEL:099-803-7111

詳細は厚生労働省のウェブサイト（リーフレット）をご確認ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001048695.pdf>



## 5 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

### 【フリーランスの就業環境の整備】

(雇用環境・均等室)

フリーランスに業務委託をする事業者は、フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づき、フリーランスの募集に関する情報を的確に表示すること、ハラスメント防止体制の整備などに取組むことが義務付けられます。令和6年11月に施行されます。

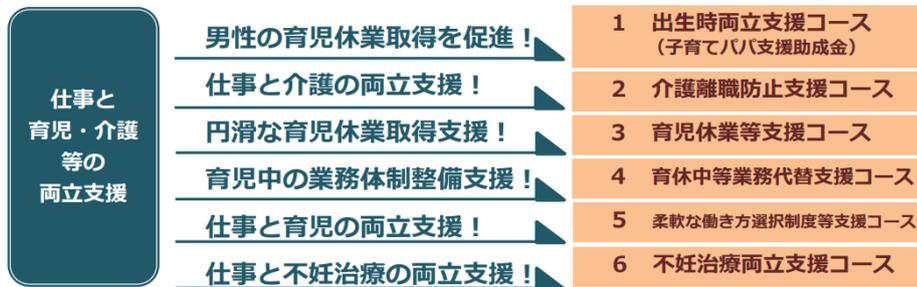
詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)



### 【両立支援等助成金】

(雇用環境・均等室)

仕事と育児・介護等が両立できる“職場環境づくり”のために、以下の取組を支援します!!



支給申請のための要件や必要書類、申請期間等、コースにより異なります。詳細は厚生労働省のサイトをご確認ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)



### 【育児・介護休業法と次世代育成支援対策推進法が改正されます】

(雇用環境・均等室)

男女労働者が仕事と育児・介護を両立できる職場づくりをすすめるため、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方のための措置、仕事と介護の両立支援制度などが拡充されます。令和7年4月1日以降順次施行されます。

次世代法の有効期限が10年間延長されて、101人以上の事業主は行動計画に数値目標を設定することが義務付けられます。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



## 【雇用保険「育児休業給付金の延長手続き」が変わります】

(職業安定課)

令和7年4月以後の保育所等に入れなかったことを理由とする延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークで確認させていただきますので、以下の書類を全て提出してください。

- ・ 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- ・ 市町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し
- ・ 市町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知  
(入所保留通知書、入所不承諾通知書など)

詳細は鹿児島労働局のウェブサイトをご確認ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/content/contents/2024-0704-3\\_1.pdf](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/content/contents/2024-0704-3_1.pdf)



## 【企業の人材確保・定着に役立つ「3つの認定制度」】

### 〇えるぼし認定制度 <女性活躍推進> (雇用環境・均等室)

「女性活躍推進法」に基づく認定制度。

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍促進のための取組の実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」として認定します。



厚生労働省サイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



### 〇くるみん認定制度 <子育てサポート> (雇用環境・均等室)

「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度。

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「くるみん認定企業」や「プラチナくるみん認定企業」、「トライくるみん認定企業」として認定します。不妊治療と仕事との両立支援に取り組む企業を認定する「プラス」認定制度も始まりました。



厚生労働省サイト [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11367.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html)



### 〇ユースエール認定制度 <若者の採用・育成> (訓練課)

「若者雇用促進法」に基づく認定制度。

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。



厚生労働省サイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

## 【職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務】～明るい職場応援団～

(雇用環境・均等室)

ハラスメントの防止、相談を受けたときの対応、社内研修・周知等の措置を講じなければなりません。明るい職場応援団のサイトに動画や他の企業の取組事例も参考に、取組んでください(職場の研修資料としても活用になれます。)

- パワーハラスメント
- マタニティハラスメント
- セクシャルハラスメント
- カスタマーハラスメント
- 就活ハラスメント

詳細はウェブサイトをご確認ください。 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp>



## 6 安全で健康に働くことができる環境づくり

### 【長時間労働の抑制】

(監督課)

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、監督指導を引き続き実施いたします。

また、過労死等の防止について、ご理解とご対応をお願いいたします。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご <https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/151106.html> 確認ください。



### 【建設業・自動車運転者・医師・製糖業の時間外労働の上限規制適用開始に向けた取組】

(監督課)

令和6年4月から適用されている建設業、自動車運転者、医師、製糖業への時間外労働の上限規制については、厚生労働省のウェブサイトや時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススム」で必要な取組をご確認いただき、監督署における「労働時間相談・支援班」や鹿児島働き方改革推進支援センターにおける窓口相談やコンサルティング、セミナー等の支援を活用し、時間外労働の上限規制への定着に向けて、ご対応願います。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html) 確認ください。



### 【鹿児島県医療勤務環境改善支援センター】

(雇用環境・均等室)

医療機関における医療従事者の勤務環境改善に関する支援を無料で行っています。

●お問い合わせ先 鹿児島県医療勤務環境改善支援センターTEL : 099-713-7731

詳細はウェブサイトをご確認ください。 <https://www.kagoshima-medsc.jp/>



### 【鹿児島労働局 第14次労働災害防止計画】

(健康安全課)

労働災害を減少させるために、鹿児島労働局第14次労働災害防止計画(令和5年度～令和9年度)を策定しています。計画では、重点的に取り組むべき8つの重点対策を定め、各対策ごとに「アウトプット指標(取組の進捗状況を確認するための指標)」と「アウトカム指標(達成目標)」の2種類の数値目標を設定し、労働災害防止対策を展開しています。

詳細は、鹿児島労働局のウェブサイトをご [https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/anzen/2013-0417-2.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen/2013-0417-2.html) 確認ください。



鹿児島労働局 キャラクター  
安全意識  
「タカまる君」

## 【高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン】 (通称:エイジフレンドリーガイドライン)

(健康安全課)

労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は、近年増加傾向にあります。高年齢労働者の就労が一層進むと予測される中、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現が求められています。本ガイドラインを参照していただき、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、多様な取組の促進に努めてください。



労働災害防止キャラクター  
「チューイ カン吉」

詳細は、鹿児島労働局の [https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/anzen/2023-0906-7.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen/2023-0906-7.html) サイトをご確認ください。

## 7 多様な働き方、働き方・休み方改革

### 【働き方改革推進支援助成金】

(雇用環境・均等室)

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的とした助成制度です。



#### ▶ 業種別課題対応コース

時間外労働の上限規制の適用に対応するため、対象業種等（建設事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師、砂糖製造業（鹿児島県・沖縄県に限る））であって労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を助成

#### ▶ 労働時間短縮・年休促進支援コース

労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を助成

#### ▶ 勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主を助成

#### ▶ 団体推進コース

傘下企業の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに取り組む事業主団体を助成

●お問い合わせ先 雇用環境・均等室 TEL : 099-223-8239

支給要件や申請手続き等の詳細は鹿児島労働局のウェブサイトをご確認ください。 [https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/hatarakikata/2016-0909-5.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hatarakikata/2016-0909-5.html)

### 【人材確保等支援助成金（テレワークコース）】柔軟な働き方がしやすい環境整備

(雇用環境・均等室)

適正な労務管理の下で安心して働くことのできるテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主を助成します。



●お問い合わせ先 雇用環境・均等室 TEL : 099-222-8446

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework\\_zyosei\\_R3.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html)

## 8 多様な人材の就労・社会参加の促進

### 【障害者の法定雇用率引き上げと除外率の引き下げについて】

(職業対策課)

令和 8 年 7 月 1 日から、障害者の法定雇用率が引き上げられます。

民間企業の法定雇用率 2.5% ⇒ 2.7%

対象事業主の範囲 40.0 人以上 ⇒ 37.5 人以上

▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

◆ 毎年 6 月 1 日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告。

◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)。



令和 7 年 4 月 1 日から除外率が引き下げられます。

▶ 除外率(障害者の就業が一般的に困難と認められる業種について適用される制度)が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ 10 ポイント引き下げられます。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください <https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>  
ください。

## 9 労働保険料等の適正な徴収

### 【労働保険の成立手続について】

(労働保険徴収室)

労働者を 1 人でも雇用している事業は、労働保険の成立手続を行わなければなりません。(常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態は関係ありません。)

事業場の所在地を管轄する労働基準監督署及びハローワークで成立手続を行っておりますので、手続きを行っていない事業主の方は、速やかに成立手続を行ってください。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/2020/dl/leaflet01a.pdf>  
ください。



### 【労働保険料納付の口座振替】

(労働保険徴収室)

労働保険料の納付は口座振替が便利です。金融機関の窓口へ行く手間が解消され、納付忘れによる督促状・延滞金の心配がなくなります。

保険料引き落とし前にはハガキによる通知が届き、引き落とし結果も通知されます。また、手数料も発生しません。

●お問合せ先 労働保険徴収室 099-223-8276

詳細は厚生労働省のサイトをご確認ください。 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html)  
労働保険 口座振替又は右記 URL・QR コードからインターネット検索してください。



### 【労働保険関係手続の電子申請】

(労働保険徴収室)

労働保険の成立、申告、名称・所在地変更等の申請は、電子申請が便利です。

労働局や監督署の窓口に出向く必要はなく、G ビズ ID を利用することで電子証明の添付なしで 24 時間いつでも手続きが可能です。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html)  
ください。



## 10 お問い合わせ先一覧

名称	電話番号	名称	電話番号
労働保険徴収室	099-223-8276	雇用環境・均等室（両立助成金等）	099-222-8446
		雇用環境・均等室（均等法等）	099-223-8239
監督課	099-223-8277	鹿児島労働局総合労働相談コーナー	099-223-8239
貸金室	099-223-8278	鹿児島総合労働相談コーナー	099-803-9640
健康安全課	099-223-8279	川内総合労働相談コーナー	0996-22-3225
労災補償課	099-223-8280	鹿屋総合労働相談コーナー	0994-43-3385
		加治木総合労働相談コーナー	0995-63-2035
		名瀬総合労働相談コーナー	0997-52-0574
職業安定課	099-219-8711	職業対策課	099-219-8712
雇用保険電子申請事務センター	099-214-8714	助成金2階相談・受付コーナー	099-219-5101
訓練課	099-219-8711	助成金3階相談・受付コーナー	099-219-8713
需給調整事業室	099-803-7111		
鹿児島労働基準監督署（方面）	099-214-9175	川内労働基準監督署	0996-22-3225
〃（安全衛生課）	099-803-9631	鹿屋労働基準監督署	0994-43-3385
〃（労災課）	099-803-9632	加治木労働基準監督署	0995-63-2035
		名瀬労働基準監督署	0997-52-0574
鹿児島公共職業安定所	099-250-6060	加世田公共職業安定所	0993-53-5111
熊毛出張所	0997-22-1318	伊集院公共職業安定所	099-273-3161
ワークプラザ天文館	099-223-8010	大隅公共職業安定所	099-482-1265
マザーズハローワークかごしま	099-223-2821	出水公共職業安定所	0996-62-0685
新卒応援ハローワーク	099-224-3433	名瀬公共職業安定所	0997-52-4611
川内公共職業安定所	0996-22-8609	徳之島分室	0997-82-1438
宮之城出張所	0996-53-0153	指宿公共職業安定所	0993-22-4135
鹿屋公共職業安定所	0994-42-4135		
国分公共職業安定所	0995-45-5311		
大口出張所	0995-22-8609		